

官報

号外

昭和二十六年十月三十日

○第十二回 参議院 會議録 第十一号

昭和二十六年十月三十日(火曜日)午前
十時十四分開議

議事日程 第十号

昭和二十六年十月三十日

午前十時開議

- 第一 保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案(藤原道子君外八名発議) (委員長報告)
- 第二 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○副議長(三木清君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百三十年六月二十日パリで署名された国際労働協定をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを平和條約及び日米安全保障條約特別委員会に付託した。

平和條約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結について承認を求めるの件

昭和二十六年十月三十日 参議院會議録第十一号 議長の報告

同日左の質問主意書内閣に転送した。建設省職員の数に關する質問主意書(片岡文重君提出)

同日公職選挙法改正に關する特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 池田宇右衛門君
同 石村 幸作君
同 小笠原三三男君
同 前之園喜一郎君
同 千葉 信君

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

日本専売公 久米 武文君
社監理官 草鹿淺之介君
民政務長官 田中 治彦君
水産庁次長 山本 豊君

同日内閣總理大臣から、日本専売公社監理官久米武文君を、第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十五日委員長から提出した左の調査承認要求に対し議長は去る二十六日これを承認した。

公務員制度に關する一般調査承認要求書
一、事件の名称 公務員制度に關する一般調査

一、調査の目的 公務員制度についての各般の根本基準を確立するため、人事行政に關する諸問題を調査する。

一、利益 公務員制度の完全なる施行及び公務の民主的、能率的運営に寄與する。

一、方法 各方面の關係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に應じ現地の実情を調査する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十六年十月二十五日
人事委員長 吉田 法晴
参議院議長佐藤尚武殿

去る二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

電信電話料金法の一部を改正する法律案
電気通信委員会に付託
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を出した。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から地方財政委員会設置法第十三條の規定による左の意見書を受領した。

昭和二十六年度における地方財政平衡交付金の増額に關する意見書
同日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 徳川 頼貞君(愛知一君の補欠)
同日内閣總理大臣から、左の者を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

民政務長官 草鹿淺之介君
民事法務長官 田中 治彦君
水産庁次長 山本 豊君

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

總理府事務官 増子 正広君
大蔵省主計 岸本 晋君
局給與課長 岸本 晋君

同日内閣總理大臣から總理府事務官増子正広君外一名(前掲議長承認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十九日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。
保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案(藤原道子君外八名発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案(藤原道子君外八名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
公衆衛生國際事務局に關する議定書を受諾することについて承認を求めるの件

去る二十七日委員長から左の報告書を出した。
講和に關する諸問題並びに國際情勢等に關する調査報告書

昨二十九日委員長から左の報告書を出した。
電信電話料金法の一部を改正する法律案可決報告書
保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案可決報告書
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便法の一部を改正する法律案可決報告書
郵便為替法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 北村 一男君
大蔵委員 國 伊能君
農林委員 平沼彌太郎君
運輸委員 高田 寛君
労働委員 早川 慎一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 國 伊能君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十六年十月三十日 参議院會議録第十一号 會議 議員の請暇 保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

大蔵委員 平沼彌太郎君

農林委員 北村 一男君

運輸委員 早川 慎一君

労働委員 高田 寛君

議院運営委員 宮田 重文君

同 紅露 みつ君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

平和条約及び日米安 櫻内 辰郎君

全保障条約特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

平和条約及び日米安 栗栖 越夫君

全保障条約特別委員 同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税 泉 美之松君

局税制課長 龜 正之君

同 同調査課長 東 四郎君

農林省農政局長 渡辺 逸龜君

物産庁第一部長 永野 正三君

同 第二部長 森 誓夫君

同 第三部長 山内 公敏君

同 第四部長 橋 善四郎君

労働大臣官房 橋 善四郎君

国際労働課長 小野 吉郎君

郵政省貯金局長 同日内閣総理大臣から、大蔵省主税局税制課長泉美之松君外八名(前掲議長承認の通り)を第十二回閣内閣府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。小杉繁安君、板竹春彦君から、海外旅行のため会期中、それ〴〵請暇の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○副議長(三木治朗君) 日程第一、保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案(藤原道子君外八名発議)を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。厚生委員会理事井上なつる君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。

昭和二十六年十月二十九日

發議者

藤原 道子 井上なつる

谷口弘三郎 中山 藤彦

有馬 英二 藤森 眞治

松原 一彦 河崎 ナツ

梅津 錦一

参議院議長佐藤尚武殿

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

第一條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「その他試験に關して必要な事項」の下に、及び第十九條から第二十二條までの規定による学校の指定又は養成所に關して必要な事項を加える。

第五十一條第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十二條第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十三條第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十六條の二 内地以外の地に

おいて、昭和二十六年八月三十一日以前に保健婦養成所若しくは助産婦講習所を卒業し、若しくは助産婦免許を得、又は昭和二十五年八月三十一日以前に看護婦免許を得た者で、旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則により保健婦、助産婦又は看護婦となることができる者

と同等以上の実力があると都道府県知事が認めたものは、第四十九條第二項及び第五十條第二項に定める期限後においても当分のうち、旧保健婦規則、旧看護婦規則又は旧助産婦規則により、都道府県知事の免許又は登録を受けることができる。

第二條 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項及び第十三項を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔井上なつる君登壇、拍手〕

○井上なつる君 只今議題となりました保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びに厚生委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本改正案は藤原道子議員外八名の提案でありまして、この法律案の内容につきましまして主たる改正点を申し上げます。第一は、旧保健婦規則、旧看護婦規則又は旧助産婦規則によりまして免許又は登録を受けておりました保健婦、看護婦、助産婦、いわゆる既得権者の国家試験及び身分の問題につきましまして、現行法による国家試験に合格しなければ、現行法による保健婦、助産婦、看護婦と同様の身分を取得することができなかつたのであります。これは既得権を保護する点で多少欠けたところがあつたと存じますので、いわゆる既得権者につきましましては国家試験を免除いたしまして、現行法による免許を與える途を開いて、業務の点から、身分の点からも新旧の間に差別を付けないで取扱うことができるよういたしました次第であります。第二は、旧規則におきましては、内地以外の地に於いて保健婦の免許を得ていた者、助産婦の免許を得ていた者、看護婦の免許を得ていた者、看護婦の免許を得ていた者等に対しては、それ〴〵都道府県知事がその履歴を審査して適当と認めたときは、内地に於いてもなお就業のできるように、それ〴〵の規則による免許を與え登録する途が開かれておりましたが、なお当分のうち、外地からの引揚者のうちにこれらの該当者があると思はれますので、同様の取扱のことができる途を開く必要があるのでございます。その他学校の指定、養成所に関する事項につきましまして、省令委任の根拠規定を整備いたしましたのでございます。以上が提案理由の概要でございます。

厚生委員会におきましては、看護に關する小委員会を設けまして、本月十七日、十九日、二十二日の三日間に亘り政府当局より実情を聴取すると共に、改正点について慎重審議を重ねまして、なお二十九日には厚生委員会におきまして審議を重ねて参つたのでございます。その詳細は速記録で御覧を頂きたいと存じますが、井上委員から大蔵当局に對しまして、保健婦助産婦看護婦法附則第十二項及び第十三項は今回の改正により削除されるが、保健婦、助産婦、看護婦の資質向上のための再教育、研修は強化する必要があるが、これに對する考えはどうかとの質問に對し、大蔵当局よりは、厚生当局と十分相談の上御趣旨に副いたたいとの答弁がございましたので、これに對しましては谷口委員より、その予算的措置並びに資質向上のための措置を大蔵、厚生当局に強く要する旨の発表がございましたところ、全委員の賛成があつたのでございます。かくて質疑を終了いたしました。

次いで討論を省略いたしましたして採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律
日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

名	称	位	置
在ワシントン	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ワシントン
在ニューヨーク	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ニューヨーク
在サンフランシスコ	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	サンフランシスコ
在ホノルル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ホノルル
在ロスアンゼルス	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ロスアンゼルス
在シアトル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	シアトル
在オタワ	日本政府在外事務所	カナダ	オタワ
在メキシコ	日本政府在外事務所	メキシコ	メキシコ
在リオデジャネイロ	日本政府在外事務所	ブラジル	リオデジャネイロ
在サンパウロ	日本政府在外事務所	ブラジル	サンパウロ
在モンテヴィデオ	日本政府在外事務所	ウルグアイ	モンテヴィデオ
在リマ	日本政府在外事務所	ペルー	リマ

先ず委員長の報告を求めます。外務委員会理事徳川頼貞君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十六年十月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

在台北	日本政府在外事務所	台湾	台北
在ニューデリー	日本政府在外事務所	インド	ニューデリー
在カルカタ	日本政府在外事務所	インド	カルカタ
在ボンベイ	日本政府在外事務所	インド	ボンベイ
在カラチ	日本政府在外事務所	パキスタン	カラチ
在バンコック	日本政府在外事務所	タイ	バンコック
在ラングーン	日本政府在外事務所	ビルマ	ラングーン
在ジャカルタ	日本政府在外事務所	インドネシア	ジャカルタ
在スラバヤ	日本政府在外事務所	インドネシア	スラバヤ
在ロンドン	日本政府在外事務所	連合王国	ロンドン
在パリ	日本政府在外事務所	フランス	パリ
在ローマ	日本政府在外事務所	イタリア	ローマ
在ブラッセル	日本政府在外事務所	ベルギー	ブラッセル
在ヘーグ	日本政府在外事務所	オランダ	ヘーグ
在ストックホルム	日本政府在外事務所	スウェーデン	ストックホルム
在ジュネーヴ	日本政府在外事務所	スイス	ジュネーヴ
在マドリッド	日本政府在外事務所	スペイン	マドリッド

同條に次の一項を加える。

3 大使館、公使館、総領事館又は領事館が設置されることによりその管轄区域内にある在外事務所を廃止する必要がある場合には、政令の定めるところにより、当該在外事務所を廃止することができ、第三條第一項第十五号を次のように改める。

- 十五 前各号に掲げるものの外、所在国において外務省の所掌事務を行うこと。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本政府在外事務所増置令(昭和二十六年政令第三百九号)は、廃止する。

(徳川頼貞君登壇、拍手)
○徳川頼貞君 只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

在外事務所設置法は法律を以て定め、特別の必要ある場合は政令を以て増置し得ることになっているのであります。併し政令を以て増置したのも逐次設置法を改正して、法律中に明記して参つております。今回の改正も同趣旨の改正並びにその他若干の点であります。政府側の説明によりますと、改正の要点は次の三点でございます。

第一は、最近相手国との交渉の結果、新たに台北、ボン、ローマ、マドリッド及びジュネーヴの五カ所に在外事務所を設置することになり、取りあへず政令によつてこれらの設置を行いました。これらの五つの在外事務所を既設のものに併せまして在外事務所設置法第二條第一項の表中に列記いたしました。法文を整理したこと、第二は、将来大使館、公使館、総領事館、領事館が設置されました場合、その管轄区域内の在外事務所を廃止する必要が予想されますので、特別の事情あるとき、即ち国会休会中の場合等には政令を以てこれらの廃止を可能にしておくことでございます。第三は、従来在外事務所設置法は、設置法第三條に定めた事項のみに制限されていたのであります。九月下旬閣議令部覚書によりまして、相手国の承認があれば在外事務所は外務省所掌事項をすべて扱うことができることになりましたので、設置法第三條第一項中に、在外事務所は外務省所掌事務を取扱うと

昭和二十六年十月三十日 参議院會議録第十一号 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

いう趣旨を明記したことでござい
す。

本委員会は十月の二十七日委員会を
開きまして慎重審議した結果、全会一
致を以て政府原案の通り可決した
次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木 治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木 治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました
た。

本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会は明日午前十時より開
会いたします。議事日程は決定次第公
報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、日程第一 保健婦助産婦看護婦
法等の一部を改正する法律案
一、日程第二 日本政府在外事務所
設置法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 三木 治朗君

議員

山川 良一君 村上 義一君
宮城タマヨ君 前田 穰君
堀越 儀郎君 藤森 眞治君
藤野 繁雄君 野田 俊作君
竹下 豊次君 高橋 道男君
高木 正夫君 田村 文吉君
鈴木 直人君 杉山 昌作君

島村 軍次君	西郷吉之助君	佐多 忠隆君	小林 亦治君
小林 政夫君	楠見 義男君	羽生 三七君	大隈 信幸君
河井 彌八君	片柳 眞吉君	高田なほ子君	駒井 藤平君
柏木 康治君	加賀 操君	小川 久義君	境野 清雄君
岡本 愛祐君	岡部 常君	稲垣平太郎君	榑 繁夫君
尾崎 行雄君	梅原 眞隆君	菊川 孝夫君	小笠原二三男君
木村 守江君	高橋進太郎君	須藤 五郎君	岩間 正男君
宮田 重文君	上原 正吉君	木村精八郎君	水橋 藤作君
草葉 隆圓君	石川 榮一君	成瀬 橋治君	重盛 壽治君
大谷 豊潤君	九鬼紋十郎君	東 隆君	森 八三三君
深水 六郎君	加納 金助君	梅津 錦一君	江田 三郎君
大矢半次郎君	城 義臣君	小酒井義男君	栗山 良夫君
小野 義夫君	黒田 英雄君	三浦 辰雄君	松浦 定義君
石坂 豊一君	岩沢 忠恭君	堀木 謙三君	松原 一彦君
北村 一男君	黒川 武雄君	カニエ邦彦君	大野 幸一君
横尾 龍君	徳川 頼貞君	國務大臣	
中山 壽彦君	中川 以良君	厚生大臣 橋本 龍伍君	
飯島連次郎君	井上なつゑ君	政府委員	
赤木 正雄君	松本 昇君	外務政務次官 草葉 隆圓君	
重宗 雄三君	大野木秀次郎君		
加藤 武徳君	長谷山行毅君		
松平 勇雄君	古池 信三君		
杉原 荒太君	平井 太郎君		
山縣 勝見君	安井 謙君		
岡田 信次君	滝井治三郎君		
平林 太一君	鈴木 恭一君		
入交 太蔵君	山崎 恒君		
紅露 みつ君	深川タマエ君		
木内キヤウ君	池田宇右衛門君		
大島 定吉君	郡 祐一君		
川村 松助君	谷口弥三郎君		
有馬 英二君	山田 佐一君		
櫻内 義雄君	三好 始君		
西田 隆男君	小林 英三君		
村尾 重雄君	清澤 俊英君		
赤松 常子君	島 清君		
三橋八次郎君	吉川末次郎君		
山花 秀雄君	田中 一君		
深川榮左エ門君	菊田 七平君		

佐多 忠隆君 小林 亦治君
羽生 三七君 大隈 信幸君
高田なほ子君 駒井 藤平君
小川 久義君 境野 清雄君
稲垣平太郎君 榑 繁夫君
菊川 孝夫君 小笠原二三男君
須藤 五郎君 岩間 正男君
木村精八郎君 水橋 藤作君
成瀬 橋治君 重盛 壽治君
東 隆君 森 八三三君
梅津 錦一君 江田 三郎君
小酒井義男君 栗山 良夫君
三浦 辰雄君 松浦 定義君
堀木 謙三君 松原 一彦君
カニエ邦彦君 大野 幸一君
國務大臣
厚生大臣 橋本 龍伍君
政府委員
外務政務次官 草葉 隆圓君

明治二十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一 部 十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
電話 印刷 刷 行
振替 東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇